

## 控訴審の審理にあたって

弁護士 中 村 晋 輔

### 1 一審の審理・判決の問題点

一審の横浜地裁は、在日米海軍司令官のケリー少将を証人として採用せずに控訴人側の立証の機会を奪っておきながら、判決では、米海軍が実施しているリバティカードプログラムやリバティリスクプログラムの運用が明らかになっていないなどと指摘をしています（判決文41頁）。極めて不公正な審理であり、審理を尽くしていないのです（審理不尽）。

平成18年に起きた本件強盗殺人事件の前の一例ですが、平成14年8月には、一審被告リースと同じ空母キティホーク乗組員による強盗事件・強盗致傷事件が3件立て続けに発生し、在日米海軍司令官らが地方自治体から強い抗議をうけています。（甲219, 甲220, 甲396, 甲167, 甲168）。一審判決は、在日米海軍司令官らの広範な裁量を重視して、控訴人敗訴の結論を導いていますが、本件強盗殺人事件以前から軍人・軍属らによる凶悪犯罪が発生し、在日米海軍司令官らが地方自治体等から繰り返し抗議・要請を受けていた事実をみれば、一般常識から外れた判断であったと言わざるを得ません。

### 2 米海軍による飲酒規制とリバティカードプログラム

一審被告リースは、横須賀市のどぶ板通り繁華街にあるバー「シャルタウン」において、好重さんを殺害した日の前日の夜から閉店時間の午前5時30分ころまで、お酒を飲むなどしていました。一審被告リースは、横須賀刑務支所で実施された尋問においても、好重さんに対して暴行をするに至った原因について、「飲酒だと言わざるを得ません」と述べています。在日米海軍は、本件以前からデータをとって（甲386）、飲酒の上で兵士が犯罪を犯す傾向を十分に認識しながら、好重さんが殺害された後になって、深夜早朝の飲酒規制を実施しています。在日米海軍司令部が基本規定とも言っている飲酒規制（甲389）すら本件

当時に実施していなかったのですから、兵士による犯罪を防止するための在日米海軍の対策が不十分なものであったことは明白です。

米海軍リバティカードプログラムは、ホワイトのリバティカードを持つ兵士について、夜の12時以降の外出が禁止されるという制度です。リースは、平成18年1月3日に好重さんを殺害する直前も、好重さんを殺害した翌日も、平成17年の年末も、バーで飲み明かす生活を続けていました。こうしたリースに対し、米海軍がブルーのリバティカードを支給して、夜の12時以降の深夜早朝の外出をあえて許容したことは、米海軍におけるリバティカードプログラムの運用が如何にずさんなものであったかを物語っています。

### 3 控訴審での審理（調査嘱託及び証人尋問の実施）について

控訴人側は、控訴審での立証準備にあたり、神奈川県基地対策課に対し、米兵犯罪の再発防止策に関する在日米海軍作成の文書を提出するよう求めましたが、在日米海軍は、再発防止を行うと口頭で答えるにとどまり、文書を交付しないとのこと。このような状況では、裁判所が調査嘱託を行うことにより、在日米海軍が行ってきた再発防止策の具体的内容を明らかにするほかありません。とりわけ、飲食店外への立入禁止規制についての調査事項（20）、外出禁止令についての調査事項（21）、飲酒規制についての調査事項（22）と関連するものですが、在日米海軍は、兵士による犯罪が起きた後になって、反省をアピールするために再発防止策を実施するものの、これを短期間のうちに解除し、新たな犯罪を発生させているのです。

米海軍が実施しているリバティカードプログラムやリバティリスクプログラムの運用実態を明らかにするためには、調査事項（3）から（17）記載の調査嘱託を実施するのみならず、在日米海軍司令部の関係者が法廷で証言することが不可欠です。在日米海軍司令官は、横須賀基地に配属された米兵に対し、自ら教育プログラムを行っていること、地方自治体からの抗議・要請は、在日米海軍司令官宛になされていることからすれば、米海軍内部で行われている米兵犯罪の再

発防止策の具体的内容について，在日米海軍司令官が法廷で証言することの意義は大きく，控訴人の立証に必要不可欠なのです。

当裁判所におかれましては，在日米海軍司令部に対する調査嘱託を実施するとともに，在日米海軍司令官を証人として採用することを強く求めます。

以 上